

大和市教育用Wi-Fiルーター貸出要領

(趣旨)

第1条 この要領は、教育用Wi-Fiルーターの児童生徒への貸出しに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 教育用Wi-Fiルーター 対象児童生徒の教育の用途に用いるため、大和市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が小中学校に配置し、当該小中学校の校長が管理する個人用情報端末機に接続して通信を行うためのWi-Fiルーターをいう。
- (2) 教育用端末機 対象児童生徒の教育の用途に用いるため、大和市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が小中学校に配置し、当該小中学校の校長が管理する個人用情報端末機をいう。
- (3) 貸出し 校長が対象児童生徒に対して、教育課程外での教育用Wi-Fiルーターの利用を承認することをいう。
- (4) 都度利用 貸出しの承認を受けた対象児童生徒が、教育課程外で教育用Wi-Fiルーターを利用することをいう。
- (5) 小中学校 大和市立の学校設置に関する条例（昭和39年大和市条例第5号）別表第1に定める小学校及び別表第2に定める中学校をいう。
- (6) 対象児童生徒 小中学校に在籍する家庭に通信環境が無い児童生徒であって、教育の用途に用いるために貸出しを希望する者をいう。
- (7) 保護者 対象児童生徒の親権者その他対象児童生徒の養育を行う者をいう。
- (8) 確認担当者 校長から教育用Wi-Fiルーターの都度利用時の確認を委任された者をいう。

(申込等)

第3条 貸出しを希望する対象児童生徒は、事前に保護者の同意を得て、教育用Wi-Fiルーター貸出申込書兼同意書（第1号様式）を校長に提出しなければならない。

2 保護者は、前項の貸出申込書兼同意書にこの要領その他教育委員会及び校長が定める遵守事項に同意する旨を記載しなければならない。

3 第1項の規定による貸出しの申込み及び保護者の同意は、年度単位で行うものとする。

(承認等)

第4条 校長は、前条第1項の規定による申込みがあったときは、その内容を審査し、貸出しの承認の可否を決定するものとする。

2 前項の承認は、年度単位で行うものとする。

- 3 校長は、第1項の承認をする場合において、必要な条件を付することができる。
- 4 校長は、小中学校の業務に支障が生じる場合その他やむを得ない事情があると認めるときは、貸出しの承認を取り消すことができる。

(貸出しの特例)

第5条 前2条の規定にかかわらず、対象児童生徒が保護者の同意を得ることができない特段の事情があり、かつ、当該対象児童生徒に対して教育課程外での教育用Wi-Fiルーターの利用を認めるべき必要があると認める場合は、校長は、当該対象児童生徒に対し、貸出しの承認をすることができる。

(都度利用手続)

第6条 貸出しの承認を受けた対象児童生徒は、確認担当者に対し、都度利用を申し出ることができる。

- 2 確認担当者は、都度利用の前に教育用Wi-Fiルーターに障害が無いことを確認しなければならない。
- 3 対象児童生徒は、都度利用の期間が終了したときは、速やかに確認担当者に対し、教育用Wi-Fiルーターを返却しなければならない。
- 4 前項の規定により教育用Wi-Fiルーターの返却を受けた確認担当者は、教育用Wi-Fiルーターの動作状況を確認しなければならない。

(都度利用期間)

第7条 都度利用の期間は、1日単位とする。ただし、次に掲げる日の前日の都度利用の期間は、当該各号に掲げる日の翌日の授業日までとすることができる。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (2) 日曜日及び土曜日

2 前項の規定にかかわらず、校長は、大和市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（平成13年大和市教育委員会規則第4号）第3条第1項第3号から第6号までに掲げる休業日（同条第2項の規定により授業日に変更した日を除く。）の期間中に都度利用をするとき、又は対象児童生徒の通学状況等を踏まえ、特に必要があると認めるときは、別に都度利用の期間を定めることができる。

(費用負担)

第8条 都度利用は、無料とする。ただし、都度利用に伴う電気料等は、保護者の負担とする。

(貸出簿等)

第9条 校長は、次に掲げる事項を記録するため、貸出簿を備え、教育用Wi-Fiルーターの管理状況

を明らかにしなければならない。

- (1) 都度利用を確認した者の氏名
- (2) 対象児童生徒の氏名
- (3) 教育用Wi-Fiルーター管理番号
- (4) 貸出物品
- (5) 貸出日
- (6) 返却状況
- (7) 返却を確認した者の氏名

2 校長は、都度利用を行った回数を学年毎及び月別で集計し、教育用Wi-Fiルーター貸出状況報告書（第2号様式）により、学期ごとに教育委員会へ報告しなければならない。

（遵守事項）

第10条 対象児童生徒は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 細心の注意をはらい、教育用Wi-Fiルーターの使用に努めること。
- (2) 教育用Wi-Fiルーターを教育の目的以外に使用しないこと。
- (3) 教育用Wi-Fiルーターには教育用端末機以外の機器を接続しないこと。
- (4) 私的なインターネット閲覧に使用しないこと。
- (5) 校長の許可なく教育用Wi-Fiルーターを他人に使用させないこと。
- (6) 教育用Wi-Fiルーターに不具合等が発生し、紛失し、汚損し、又は破損させたときは、速やかに校長にその旨を届け出ること。

2 保護者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 保護者の責任において、対象児童生徒が前項の遵守事項を守るよう管理すること。
- (2) 教育用Wi-Fiルーターに不具合等が発生し、紛失し、汚損し、又は破損させたときは、速やかに校長にその旨を届け出ること。

（損害賠償等）

第11条 保護者は、都度利用期間中に教育用Wi-Fiルーターを破損し、汚損し、又は紛失した際、レンタル事業者が原状に復すにあたり費用が発生した場合には、その費用を負担すること。ただし、教育委員会が特別の事情があると認めるときは、この限りではない。

2 前項の規定による弁償は、学校及び教育委員会の指示に従うこと。教育委員会は都度レンタル事業者と費用や弁償方法について調整を行う。

3 校長は、前条第1項第6号及び同条第2項第2号の規定により届出があったときは、速やかに教育用Wi-Fiルータートラブル報告書（第3号様式）により教育委員会にその旨を報告しなければな

らない。

4 都度利用期間中の教育用Wi-Fiルーターの使用に伴い発生した損害については、保護者が負担するものとする。

(貸出停止)

第12条 校長は、対象児童生徒及び保護者が第10条の規定に違反していると認めたときは、当該対象児童生徒への貸出しを停止することができる。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は教育長が定める。

附 則

この要領は、令和3年3月31日から施行する。